

平成 30 年度 第 2 回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 2 時～
場 所	四條畷市役所 委員会室

（出席者） 小寺委員長・福地委員・服部委員・市林委員・村出委員・原委員・吉村委員・
矢田委員・小林委員・山田委員

（欠席） 柏原副委員長・市山委員

1. 開会

事務局：＜挨拶＞

事務局：＜会議成立要件の報告・資料確認＞

2. 議事

- ①平成 30 年度の主な施策の進捗状況について
乳幼児教育保育アクションプランの取組み
子ども・子育て支援アクションプランの取組み
- ②子ども・子育て支援事業計画（第 2 期計画）策定に係るニーズ調査の報告について
- ③おひさまの森保育園の認可及び利用定員の設定について（意見聴取）
- ④幼稚園型認定こども園畷幼稚園の認可（利用）定員変更について（意見聴取）
- ⑤四條畷市立なわてふれあい教室条例の改正に伴う放課後児童健全育成事業の定員の変更について
- ⑥幼児教育無償化に伴う給食費の取扱いについて
- ⑦その他

事務局：次第に沿って進めてまいります。今回は、副市長が同席させていただきます。公務の関係で途中退室いたしますことをお許しください。それでは、小寺会長どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：今年度 2 回目で、今回で任期の切れる方もいらっしゃいますので、まとめの回となるため、本日は案件が多くあります。さっそく、次第の案件 1 の「平成 30 年度の主な施策の進捗状況について、乳幼児教育保育アクションプランの取組み、子ども・子育て支援アクションプランの取組み」について事務局からご説明をお願いします。

事務局：＜資料説明＞

- ①平成 30 年度の主な施策の進捗状況について
乳幼児教育保育アクションプランの取組み
子ども・子育て支援アクションプランの取組み 担当課取組み状況説明

案件 1 の説明が終わったところですが、ここで副市長は退席させていただきます。
以上です。委員長よろしくをお願いします。

委員長：只今の事務局からの説明について、委員のみなさん、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

原委員：P1 の 8 番 四條畷学園短期大学さんとの連携の中で、昨年、学生さんの授業の一環として模擬就職フェアがありました。市内の保育園、認定こども園が参加し、保育士をめざす学生さんへの就職講座をし

ましたが、市内の園を知ってもらえる良い機会だったと思っています。これは引続きされるのでしょうか。

事務局：各地で就職フェアが行われる前のプレ実践として、市内の保育園、認定こども園がブースを設け、学生さんに園の紹介をしました。学園さん側が他市の園との関係を考えてと継続は難しいとお考えを持たれています。他の形で園と学生さんにつながるきっかけになるようなものを検討していきたいと考えています。

原委員：人材確保の点で、このような機会をできるだけ多く作っていただければありがたいと思っています。続いて、P2の10番 子育て世代の包括支援センター設置について、包括支援センターというと高齢者施設のイメージがあります。その子ども版と考えればよろしいのでしょうか。対象は妊娠期から産後4か月ということでしょうか。その場合、次へとつながる支援はどうのようになるのかを教えてくださいたいです。

事務局：資料がわかりづらかったようですが、対象は妊娠期から就学前と考えています。その中で、今までの課題を整理したところ、特に妊娠期から産後4か月は、子育てに関する不安が高いけれどもその時期の支援が少なかったため、そこに重点的に支援を入れることになりました。具体的には、妊娠期に保健センターに妊娠届を出し、そこから継続して保健センターが関わります。子どもが生まれた後「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後2か月児の訪問をし、民生委員さんが4か月頃に訪問をしています。子育て総合支援センターでは相談がある方の訪問はしていますが、そうでない方の訪問はできていなかったもので、積極的に出向いて事業をPRしていこうと思います。つどいの広場、ファミリーサポートセンター、地域の園庭開放など様々な子育て支援機関の事業につないでいけたらと思っています。

市林委員：P5の健康支援のところ、5歳の就学前健診について、小学校に行く時に小学校で受ける健診とはまた別に、保健センターの3歳半健診のように健診があるのでしょうか。内容が同じであれば、同じ年に2回健診があることになるので、どちらかにしても良いのではと思いました。

事務局：5歳の就学前健診の内容については、プロジェクト会議で「小1クライシス」と言われる、学校に入った時に色んな壁があるという問題が議論されていて、学校に行く前にフォローができる体制を作る目的があります。近隣の市町村では守口市が5歳児健診をしていて、保健センターで行う健診ではなく、保育所に保健師が出向いて相談に乗る形態です。鳥取では保健センターに健診に行くようで、色々な方法があります。情報を収集し、検討していきたいと思っています。まだ内容や方法までは決まっていないのが現状です。

市林委員：両親が働いている家庭が増え、忙しくされている方が多いので、1年に2回健診があるよりは1つにまとめた方が皆様喜ばれるのではないかと意見を言わせていただきました。

事務局：学校における就学児健診につきましては、法的に位置付けられており、必ず受けなければいけないもので、その結果を学校に引継ぎます。健診の中身についても法で規定されています。ただ、先ほどの話のとおり、他市でも学校における就学前健診と保健センターの健診の両方を実施している事例があ

りますので、検討していきたいと思います。

委員長：他にご質問はございませんでしょうか。

私からもお伺いしたいのですが、子育て包括支援センターの内容で、今年度の4月から助産師を1名採用されたということですが、一方で医療的ケアのコーディネーターを市町村が採用して、医療的ケアが必要な子どもなどに対するコーディネートをするのが義務付けられているようですが、これについてはいかがでしょうか。

事務局：今回、子育て世代包括支援センターの設置に向けてということで障がい福祉課等との調整はあまりできていない状況です。障がい分野で医療的ケアが必要な子どもへのコーディネートと子育て世代包括支援センターの業務は分けて考えています。子育て世代包括支援センターはポピュレーションアプローチということで幅広い方への支援を想定していますので、障がい児に対する医療的ケアのコーディネートとはまた違うというイメージを持っています。

委員長：分けて考えてらっしゃるんですね。一緒になる可能性はあるのでしょうか。

事務局：今のところは一緒になる予定はないとお伝えさせていただきます。その部分は、ハイリスクアプローチという方法になるので、それについては分けて考えていて、子育て世代包括支援センターとしての守備範囲について検討して開設する予定です。

森田部長：包括支援センターという名前で、先ほど委員の方からも意見があったように高齢者の包括支援センターのイメージがあるのですが、子育て総合支援センターでは子育て総合支援センターの事業があり、保健センターでは保健センターの事業があります。新たにコーディネーターを置いてそれぞれの連携を強化し、相談を今よりもっと幅広く、子育てについての悩みを広く受け入れていこうという事業を包括支援センターネウボラという形で考えていて、別の建物を作るわけではありません。今の事業にプラスして、産前産後、妊娠期をターゲットに、色々な悩みに対応し、細かい支援ができるように、連携を強めていく事業です。当然、障がい福祉課との連携も出てきますし、各機関との連携も今よりも強化していきたいという事業形態と理解していただければと思います。

事務局：医療的ケアが必要な障がい児に対するコーディネートの必要性については認識しているところですが、国では計画相談相談員がコーディネーターになる、又は、訪問看護ステーションの看護師がコーディネーターになる等の案が示されています。障がい福祉課でどこまで検討しているかの把握はできていないのですが、例えば、保健センターの保健師がコーディネーターを担うことも考えられますが、今回、子育て世代包括支援センターで設置している助産師がそれを担うことは今のところ想定していません。今後、障がい福祉課を中心に医療的コーディネーターの設置にあたってはどうか整備していくかを検討していきたいと考えます。

委員長：ありがとうございます。他ございませんでしょうか。無いようですので、この案件については、ここまでにしたいと思います。続きまして、案件2「子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）策定に係るニーズ調査の報告について」にうつります。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料説明＞

②子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）策定に係るニーズ調査報告書

委員長：只今ご説明のあった、「子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）策定に係るニーズ調査の報告について」ご質問等がございましたらお願いします。

小林委員：P1で有効回収率が40%くらいだったということですが、私もアンケートを見せていただきましたが、量が多く難しいところがあったように思います。保護者の皆様は忙しい中ですので、もう少し簡単になると回収率が上がるのかなと感じました。アンケートの方法や内容をもう少し精査していただけたらと思いました。

事務局：ご意見ありがとうございます。この調査は全国で行われており、調査項目がほぼ国で決められています。私どもも量が多いと感じました。今回、Web調査を導入しましたが、Webではいつ終わるのかわからない状態だったため、利用率が低い状態でした。紙の方が途中で中断できるので、回答しやすかったのかなと結果を見て思っているところです。調査内容を削ることは今後も難しいと思います。40%以上の回収率を得られたのは市民の皆様のご協力のおかげだと感謝しています。

原委員：P5の子育てが楽しめているかという項目で、結果を見ると約3割が辛いと感じていらっしゃるようです。子育てに完璧さを求めていたり、他の人と比べて自分は劣っているのではないかとネガティブな感情を持っていたりされるのではないかと感じます。お母さんが子育てを学ぶ機会が必要ではないでしょうか。そのような施策を重点的に考えていただければありがたいと思います。お仕事をされている人が多いので参加は難しいかもしれませんが、そのような取組みを広げないと、辛いという数字は減らないのではないのでしょうか。

事務局：子育て総合支援センターでは、色々な講演会などを行っています。また、BPプログラムというものが、趣旨は「完璧な親はいない」ということで、自分を大事に、子育ても大事にバランスをとって子育てをしようというものです。親同士で学び合い、聞いて感じて実践できるようなプログラムです。講演会では保護者の皆様がポジティブに子育てができるような内容を考えていきたいと思えます。

福地委員：今の話の続きですが、BPプログラムは私も参加したことがあります。第1子の赤ちゃんのお母さんしか受けられないプログラムなので、それを逃すと受けられません。その後続くプログラムがあまりないのではないかと感じています。困っているお母さんがたくさんいらっしゃるの、市として何かできることがあれば良いと思います。働くお母さんもいらっしゃるの、土日に親プログラムや親子で参加できる企画を設けていただければと思います。

事務局：BPプログラムについては昨年度、「きょうだいがきた」というプログラムが開発されました。本市でも第2子を受入れるプログラムを実施するため、現在、開催に向けて職員が研修を受けています。BPプログラムはどなたでも研修を受ければ実施できるような事業です。子育て総合支援センターだけ

で広めるのは限界がありますので、地域の拠点等においても広められるようご協力いただけたらと思っています。土日に開催するプログラムについては今のところ実施予定はありませんが、今後、つどいの広場を土曜日に開けることが決まりましたので、プログラムについても検討していければ良いなと思っています。

市林委員：4番の土曜日、日曜日、祝日の保育園や幼稚園の利用希望が前回より下がっているということでしたが、例えば働き方の選択としてパートタイマーなどで日曜日に働きたいけれども、保育園等が開いていないので日曜日は無理だという話を聞きます。土日に働くことによって、平日の休みの日に1人の時間が取れるならば、自分の時間がないというような悩みが少し解消されると思います。働き方が選択できる市となれば一つ魅力になるのではないかと感じました。

事務局：ご意見ありがとうございます。ご存じのとおり、四條畷市内では日曜、祝日に開いている園がありません。今後このニーズ調査の結果を基に、来年度の事業計画の中で検討していくことになると思います。よろしく申し上げます。

小寺委員長：ありがとうございました。他ご意見ございませんでしょうか。無いようですので、案件3「おひさまの森保育園の認可及び利用定員の設定について」にうつります。市が、家庭的保育事業等を認可しようとするときは、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、また、利用定員を定めようとするときは子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていますので、ご意見を聴取いたします。内容については事務局から説明いたします。

事務局：＜資料説明＞

③おひさまの森保育園の認可及び利用定員の設定について

小寺委員長：只今、事務局からご説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。特に無いようですので、案件4の「幼稚園型認定こども園畷幼稚園の認可定員変更について」に入ります。子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていますので、ご意見を聴取いたします。当該案件について、原委員が当事者ということになるので、議事に参与することができません。よって、原委員から趣旨説明をしていただき、その後、当該案件が終了するまで、室外にて待機していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。それでは説明をお願いします。

原委員：＜資料説明＞

④幼稚園型認定こども園畷幼稚園の認可（利用）定員変更について

小寺委員長：それでは、各委員からの意見聴取に入りますので、原委員、少しの間ですが離席をお願いいたします。

＜原委員 離席＞

小寺委員長：只今、説明をしていただきましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。特に無いようですので、原委員にお戻りいただきます。この件につきましては、案のとおりといたします。

それでは、次の案件に移ります。次第の案件5「四條畷市立なわてふれあい教室条例の改正に伴う放課後児童健全育成事業の定員の変更について」説明をお願いします。

事務局：＜資料説明＞

⑤四條畷市立なわてふれあい教室条例の改正に伴う放課後児童健全育成事業の定員の変更について

小寺委員長：只今の事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

山田委員：教室内の人数について、四條畷ふれあい教室は80名から120名に変更されるのですね。教室等はどうされるのでしょうか。1クラスに何人というようにクラスが分かれるのですか。また、発達障がいの子どもさんについても東小から四條畷小に行く場合、先生等の配置はきちんとしていただけるのかをお聞きしたいです。

事務局：現状、東ふれあい教室では定員80名ということで2教室あり、1教室40名程の受入れとなっております。四條畷ふれあい教室においても2教室で80名を受入れています。新たに1教室を確保して40名受入れることとなります。指導員の先生方につきましても20人当たり1人指導員をつけることになっていますので、四條畷ふれあい教室では指導員が2名増えることとなります。障がい児についても東ふれあいで受けていただいている子どもさんについては四條畷ふれあい教室で受入れられるようにしますし、支援員の先生が対応できるようにしていきたいと考えています。

山田委員：1年～6年までの児童を受入れられていると思いますが、子どもさんの体格によっては大きくなってくると、1クラス40人では狭いのではないのでしょうか。先生も20人に1人できちんと対応ができるのでしょうか。その中に発達障がいの子どもさんもいることを思うと、クラスの中はどうかと思うかもしれません。

事務局：学年でクラスを分けることはしていません。多年齢の子どもたちが交流をすることも大切と捉えて生活していただいています。障がい児の対応も含め、現状として東ふれあい教室、四條畷ふれあい教室において、子どもさんをしっかりと見させていただいております。現在の環境をそのまま引継いでいきたいと考えております。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。では、次の案件6「幼児教育無償化に伴う食品の取扱いについて」ご説明をお願いいたします。

事務局：＜資料説明＞

⑥幼児教育無償化に伴う給食費の取扱いについて

小寺委員長：只今の内容につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

原委員：P27の中に、補助の期間が平成31年10月1日～34年3月31日とありますが、これを過ぎるともう1度見直しになるのでしょうか。

事務局：平成34年3月31日を過ぎると、見直しではなく国に完全に合わせる形になります。なぜ3年間かといいますと、無償化が3歳児からですので、3歳児が卒園するまでという考え方です。新たに入ってくる子どもについては、家庭で育てていても食材費はかかっていますので、あくまで、在園児における激変緩和のために補助をさせていただくものです。

小寺委員長：他にございますか。無いようですので最後の案件7「その他」を事務局からお願いします。

事務局：保健センターからご案内させていただきます。「マチカゴ」についてですが、子どもが参加できるイベント、予防接種、手続き、健診、相談窓口などの情報を、自治体から子育て世代へ向けて配信するサービスです。スマートフォンにアプリを取込んで、子育て世代に利用していただくものです。配信されたイベントについてはマイカレンダーに入力ができ、夫婦間でカレンダーを共有でき、イベントに夫婦で参加できるなど、子育ての助け合いをしやすくなるというような特徴があります。3月15日に利用開始予定で、現在、関係機関に色々な情報を入力してもらうよう依頼をかけている状況です。

小寺委員長：他にはいかがですか。

森田部長：5月の連休について、10日間の休日が決まったと言われており、10日間も休みになることはめったにない機会なので、親子のふれあいの時間として、家族で過ごしていただきたいと思っているのですが、多様化した就労形態がある中で、それに対応する必要があるのではないかという意見があります。国としても、保育所の一時預かりに対する補助を出すというようなことが決定されております。市としてどのような対応をするのかまだ決まっていない状態ですが、各委員さんがどのようなお考えをお持ちかを順番にお聞かせいただきたいと思います。

吉村委員：啜アサヒヶ丘保育園の吉村でございます。国が決めた特例法によって10日間の連休になるということで、保護者からは色々な意見が出てくるとは思いますが、園としては、法律で決まったカレンダー通りの休みとして、その間、保護者と子どもさんの親子のきずなを強める機会にさせていただけたらなと考えております。

小林委員：私は保育所、幼稚園とは関係ない立場ですが、個人的には娘が病院勤務をしていて、病院でも検討を重ねておられるようです。開けるとなると、その時は孫の世話をすることになります。

矢田委員：私は夜勤の仕事をしていまして、連休には関係がない仕事です。病気をした時など、病院が閉まっていると大変ではないかと思えます。私も孫が家にやってくる可能性がありますので、何日間か保育所や病院が開いていていれば助かります。

山田委員：子どもは小中高校生の児童デイサービスの事業所3店舗と、日中の作業所を1店舗していますが、連休については会社としてすごく悩みました。保護者の思いを考えると、本当は開けてあげたい思い

はありますが、事業所ごとに開ける、開けないとなることが難しかったため、お休みにすることにしました。

服部委員：私は病院で働いていて、院長が開けるのかどうかをかなり悩んでいました。困っている人もいるだろうと開けようとしたのですが、閉まっていると思って患者さんが来ない可能性があり、開けているとお金がかかるため休むことに決めていました。

市林委員：私ではなく夫が病院に勤めていますが、手術が回らないということで3日ほどは開けることに決まりました。私は公園で勤めていますが、小さいお子さんがいらっしゃるスタッフさんには休んでもらわざるをえないので、頑張るしかないという状況です。

村出委員：田原台ひまわりこども園の村出です。園長と先日この話をさせてもらったのですが、職員はお盆も年末年始も長期の休みはなかなか取れないので、10連休、9連休はリフレッシュして欲しいという思いがあり、休園することになりました。

私個人としては小学校と保育園の子どもがいるので、もし自分が仕事になる場合、預け先がないと困るという思いはありますが、それは大人の意見です。もし開けたとしても、果たして、146人いる園児の中で、何人来るのだろうかと考えると、土日にずっと仕事をされている方は少人数なので少ないでしょう。子どもからすると、みんな休んでいる、出かけている、休み明けはお休みにどこに行ってきたという話をするだろうと予想されます。そのことを考えると子どもはかわいそうな思いをするかもしれないという個人的な意見があります。

原委員：もともと日曜と祝日はお休みにしていますので、今回もカレンダーどおりにさせていただきます。保育所や幼稚園の子どもがいる職員が結構多いので、自分が仕事をするとすると、子どもの預け先を探さないといけません。そこは保障してあげたいという思いで休園とさせていただきます。

森田部長：ありがとうございます。

小寺委員：他にはございませんか。そうしましたら今日予定しておりました。案件はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

事務局：小寺委員長、委員の皆様、長時間ありがとうございました。来年度のお話を少しさせていただきます。今年度の子ども・子育て会議は今回を持ちまして終了とさせていただきます。なお、委員の委嘱期間が平成31年3月31日を持ちまして終了となることから、委員の皆様におかれましては今回の会議が最後となります。長期間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。現在、次年度以降の継続依頼等をさせていただきます。ご継続いただける方につきましては次年度以降もよろしく願いいたします。それでは平成30年度、第2回四條畷市子ども子育て会議を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。